5　各締約国の税関当局は、輸入され、又は輸出される物品に関し、侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又はこれを留置するために自国の関税領域において職権により行動する権限を有する。(注)

注　この5の規定の適用上、日本国は、侵害物品の保税運送又は積替えの場合に適用される刑罰を定めることができる。この場合において、

(a)　「保税運送」とは、物品を一の税関官署から他の税関官署まで税関管理の下に運送する税関手続をいう。

(b)　「積替え」とは、輸入及び輸出の双方を扱う一の税関官署の区域内で、税関管理の下に輸入の運送手段から輸出の運送手段に物品を移し替える税関手続をいう。

6　第四・九条の規定は、この条に規定する侵害の疑いのある物品の検出を対象とする。

7　締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の税関当局が権利者に対し、解放が停止され、又は留置された物品に関する情報（当該物品に関する記述及び数量並びに判明している場合には、当該物品の荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該物品の原産国を含む。）を提供する権限を与えることができる。

8　締約国は、1及び5に定める手続の開始の後合理的な期間内に、侵害の疑いのある物品が侵害しているかどうかを自国の権限のある当局が認定することができる手続を採用し、又は維持することができる。この場合には、当該権限のある当局は、物品が侵害しているとの認定を行った後その廃棄を命ずる権限を有する。締約国は、関係する者が廃棄に同意するか又は反対しない場合には、侵害について正式な認定を必要とすることなく侵害の疑いのある物品の廃棄を認める手続を定めることができる。

9　1及び5の規定に基づいて解放を停止し、又は留置した物品について、締約国が権利者に対し当該物品の保管又は廃棄に実際に要した費用の負担を要求する場合には、当該費用については、当該物品の保管又は廃棄のために提供された役務に応じたものとする。

10　権利者によって又はその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入については、この条の規定を適用する義務は生じない。締約国は、旅行者の手荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品については、この条の規定の適用から除外することができる。

11　第四・三条4に規定する協議は、この条の規定に基づく各締約国の税関当局による国境措置についても取り扱う。

12　両締約国の税関当局は、この款の規定の対象となる知的財産の侵害に対する国境措置について協力することができる。

13　第十四・五十三条に規定する知的財産に関する専門委員会の責任に影響を及ぼすことなく、第四・十四条に規定する原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会は、次の事項についての協力の可能性について検討することができる。

(a)　侵害物品又は侵害の疑いのある物品の押収に関する一般的な情報の交換

(b)　次の情報に関して共通の関心を有する特定の項目に関する対話の実施

(i)　侵害の疑いのある物品の検出における危険度に応じた管理手法の制度の利用に関する一般的な情報

(ii)　侵害物品への対策におけるリスク分析に関する一般的な情報

第D節　協力及び制度上の措置

第十四・五十二条　協力

1　両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。そのような協力には、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含める。

2　1の規定の適用上、協力には、情報の交換、経験及び技能の共有並びに両締約国間で合意する他の形態の協力及び活動を含めることができる。当該協力については、例えば、次の分野を対象とすることができる。

(a)　国内の及び国際的な知的財産に関する政策の策定

(b)　知的財産の管理及び登録の制度

(c)　知的財産に関する教育及び啓発

(d)　次の事項に関連する知的財産に係る問題

(i)　中小企業

(ii)　科学、技術及びイノベーションに係る活動

(iii)　技術の創造、移転及び普及

(e)　研究、イノベーション及び経済成長のための知的財産の利用に係る政策

(f)　知的財産に関する多数国間協定、例えば、ＷＩＰＯの主催の下で締結され、又は運用されるものの実施

(g)　開発途上国のための技術支援

(h)　知的財産権の侵害の防止に関する最良の慣行、事業及び計画

(i)　世界的規模の知的財産権の侵害に対する共同の努力についての一層の活動に向けた可能性の探求

3　両締約国は、知的財産に関する国際的な規律の枠組みを改善するための活動（既存の国際協定の一層の批准を奨励すること並びに知的財産権に関する国際的な調和、管理及び行使を促進することを含む。）並びにＷＴＯ及びＷＩＰＯを含む国際機関における活動について協力するよう努める。

第十四・五十三条　知的財産に関する専門委員会

1　第二十二・三条の規定に基づいて設置される知的財産に関する専門委員会（以下この条において「専門委員会」という。）は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用する責任を負う。

2　専門委員会は、次の任務を有する。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討し、及び監視すること。

(b)　地理的表示に関する立法上及び政策上の進展並びに地理的表示の分野において相互に関心を有する他の問題（この協定に基づく地理的表示の保護に関して附属書十四―Ｂに掲げる地理的表示の明細書における該当する要件から生ずる問題を含む。）に関する情報を交換すること。

(c)　知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産に関する制度の効率的な、かつ、透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(d)　合同委員会に対して専門委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(e)　合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3　専門委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には、附属書十四―Ａ及び附属書十四―Ｂの改正について合同委員会に勧告を行う。

4　一方の締約国は、第十四・三十条の規定に従い、附属書十四―Ｂの改正に関する他方の締約国の要請について検討する。

5　専門委員会は、両締約国以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第十四・五十四条　安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十四・五十五条　紛争解決

第十四・五十二条の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。